

大会・イベント等を主催する皆様へ

(令和3年4月1日改訂)

大会・イベント等での運動施設の貸出しの可否（使用制限等）については、地域の感染状況等を踏まえ、原則、国・県の基本方針に基づき、町及び施設管理者にて判断いたします。

※ 国・県の方針変更、スポーツ庁・日本スポーツ協会等の感染拡大予防ガイドラインの改訂等が生じた場合、このガイドライン（チェックリスト）も変更・修正となります。町や施設管理者のホームページ等にて最新版をご確認ください。

「大会・イベント等の規模（参加人数）・類型に応じた開催の可否の基準について」

イベント等の類型等		人数上限	収容率上限
屋内		5,000人	50%以内
屋外		5,000人	十分な間隔（できれば2m）
感染拡大防止策が「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、「上限緩和に向けた感染防止の取り組み(※)」がなされている場合 ※詳細は別紙①,②	大声での歓声・声援等が <u>想定されるもの</u> （スポーツ大会・イベント、公営競技、公演等）	①収容人数 10,000人超 ⇒収容人数の50%	50%以内 （座席がない場合は、十分な間隔をあける）
	大声での歓声・声援等が <u>ないことを前提</u> とするもの （公演・式典、展示会等、または飲食を伴うが発声がないもの）	②収容人数 10,000人以下 ⇒5,000人	100%以内 （座席がない場合は、適切な間隔をあける）

※ 『全国的な移動を伴う』または『参加者・スタッフ・観客等が1,000人を超える』ような大会・イベント等につきましては、開催要件等を福島県に事前相談していただきますようお願いいたします。

※ 「人数上限」は、大会・イベント等のスタッフ・参加者・観客等を合わせた人数とする。

※ 「収容率」は、施設毎の収容定員に基づくものとする。

※ 「人数上限」「収容率」のどちらか小さい方の限度（両方の条件を満たす必要）とする。

※ 国・県の基本方針が改定された場合はそれに準じる。

大会・イベント等を開催する場合、その主催者の責任と判断により、感染拡大防止策を講じたうえで施設を使用し、かつ、大会を運営することとし、スポーツ庁・日本スポーツ協会等が示す感染拡大予防ガイドラインに沿った、次ページ以降のチェックリスト等に準じて行ってください。

また、大会・イベント等の開催に関連して、スタッフ・参加者・観客等から新型コロナウイルス感染症が発症した場合、その対応は主催者にて行ってください。

※ 競技ごとの中央競技団体等が示す感染拡大予防ガイドライン等にも準じてください。

※ 施設の貸出にあたり、事前に感染拡大防止策等を確認させていただく場合があります。十分な対策を講じることが確認できない場合、貸出しできない場合があります。

大会・イベント等を主催する皆様へ

(令和3年4月1日改訂)

■ 大会・イベント等を開催するにあたって【全般的な事項】

- 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者・観客等が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、リスト化したものを適切な場所（会場入口や受付場所等）に掲示してください。併せて、各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認してください。
- 障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮してください。
- 感染防止対策に必要な消耗品等については、主催者にて準備してください。
- 主催者は「スタッフ・参加者・観客等情報（氏名・年齢・住所・電話番号・当日の体温・過去14日以内の体調等）」について確認し、リスト等を作成して、少なくとも1ヶ月以上保管してください。
- スタッフ・参加者・観客等から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合は、町や施設管理者に対して速やかに「スタッフ・参加者・観客等情報（リスト等）」を書面にて提出し、併せて、濃厚接触者の有無等について報告してください。

■ 参加募集時の対応【開催前】

- 参加希望者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めてください。
 - 体調が良くない場合(過去14日以内に発熱・咳・咽頭痛等の風邪症状、味覚・嗅覚に異常がある場合)
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に感染が拡大している国や地域（特定警戒都道府県：緊急事態宣言対象）への訪問歴又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクの持参を求めてください。（スポーツをしていない間や会話をする際にはマスクを着用する）
- こまめな手洗い（目安30秒以上）、アルコール等による手指消毒の実施を求めてください。
- 他の参加者、スタッフ等との距離の確保を求めてください。（できるだけ2m以上：最低1m）
※障がい者の誘導や介助を行う場合を除く
- 大会・イベント中に大きな声で会話、応援等はしないよう求めてください。
- 町や施設管理者、主催者が定めた感染防止策を遵守し、指示に従うよう求めてください。
- 新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者と施設管理者に対し、濃厚接触者の有無等と併せて速やかに報告するよう求めてください。

■ 当日の受付時の対応【開催中】

- 受付には、手指消毒剤を設置してください。
- 参加者等が距離をおいて並べるよう目印の設置等を行ってください。また、人と人が対面する場所は、透明ビニールカーテン等で遮蔽してください。
- 受付を行うスタッフはマスクを着用してください。
- 参加者・観客等の情報（氏名・年齢・住所・電話番号・当日の体温・過去14日以内の体調等）を確認し、体調等の確認項目に該当する方は、入場・参加しないようにしてください。
(状況によっては、発熱者を体温計等で特定し、入場・参加を制限してください)

大会・イベント等を主催する皆様へ

(令和3年4月1日改訂)

■ 大会・イベント等【開催中】の対応

- 参加者・観客等への対応について
 - 参加者・観客等が密な状態になる恐れがある場合は、入場制限を行うなど対策を講じてください。
 - 参加者・観客等がマスクの着用や手洗い、手指消毒等の感染防止対策を実施しているか確認してください。
 - ミーティング等においても、「密閉」「密集」「密接」を避けるよう留意してください。
- 大会・イベント等を行う施設について
 - 屋内施設を使用する場合、会場等の換気設備を適切に運転し、定期的に窓・ドアを開放する（2方向同時に開ける）等、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行ってください。
- 更衣室、休憩スペースについて
 - 一度に入室する参加者の数を制限し、密になることを避けてください。
 - 参加者・観客等が触れる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、机、イス等）はこまめに消毒してください。
 - 換気扇を常に回し、1時間毎に窓・ドアの2方向同時に開放し、十分な換気を行ってください。
- トイレ、洗面所、手洗い場について
 - 参加者・観客等が触れる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）はこまめに消毒してください。
 - 参加者には各個人専用のマイタオル、マイハンカチを使用し、共用しないよう呼び掛けてください。
- スポーツ用具・備品について
 - スポーツ用具、ユニフォーム等を共用しないよう呼び掛けてください。
 - 共用する備品は定期的に消毒してください。
- 観客について
 - 観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、観客席を減らす等の対応をとってください。
 - 大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクの着用、咳エチケット等の留意事項を周知してください。
- ゴミの廃棄について
 - 大会・イベント等で出たゴミは、お持ち帰りください。
 - 鼻水・唾液等が付着したゴミは、マスクや手袋を着用して回収し、ビニール袋に入れて密閉してください。
 - マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指の消毒をしてください。
- 主催者が飲食物を提供する場合について
 - 参加者等が飲食物を手にする前に、手洗い・手指消毒を行うよう呼び掛けてください。
 - 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や、使い捨ての紙コップで提供してください。食品については、袋・箱詰め等の小分けになっている物以外は提供しないでください。
 - 飲食物を取り扱うスタッフには、マスクの着用を徹底させてください。

大会・イベント等を主催する皆様へ

(令和3年4月1日改訂)

■ 感染者発覚時の対応【開催後】

- スタッフ・参加者・観客等から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合は、町や施設管理者に対して速やかに「スタッフ・参加者・観客等情報（リスト等）」を書面にて提出し、併せて、濃厚接触者の有無等について報告してください。

■ 関連ホームページ【最新情報を確認】

公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ

「新型コロナウイルス対応関連特集サイト」

<https://www.japan-sports.or.jp/tabid1282.html>

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ホームページ

「新型コロナウイルス感染症対策特設ページ」

<https://www.isad.or.jp/coronavirus/index.html>

スポーツ庁ホームページ

「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

(施設設置者)

猪苗代町ホームページ

<https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/>

(施設管理者)

株式会社まちづくり猪苗代

<http://www.bandaisan.net/>

スタッフ・参加者・観客等情報確認リスト

大会・イベント等の主催者は、開催時において「スタッフ・参加者・観客等情報（氏名、年齢、住所、電話番号、利用当日の体温、利用前過去14日以内の体調等）」について確認することとし、リスト等を作成して、少なくとも1ヶ月以上保管してください。

スタッフ・参加者・観客等から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合は、市や施設管理者に対して速やかに「スタッフ・参加者・観客等情報（リスト等）」を書面にて提出し、併せて、濃厚接触者の有無等について報告してください。※必要事項が記載されていれば、任意書式で結構です。

主催者名	:	
代表者	:	
連絡の取れる電話番号	:	— —
開催日時	:	令和 年 月 日 : ~ :
開催場所	:	
開催内容	:	

【スタッフ・参加者・観客等への確認事項】

◎利用前2週間における以下の事項の有無

- ① 平熱を超える発熱
- ② 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
- ③ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
- ④ 嗅覚や味覚の異常
- ⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ⑦ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ⑧ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国や地域への渡航、又は感染が拡大している地域(特定警戒都道府県:緊急事態宣言対象)への訪問歴や当該在住者との濃厚接触がある場合

※必要事項が記載されていれば、任意書式で結構です。

No.	氏名	年齢	住所	連絡の取れる電話番号	利用当日の体温	◎利用前14日間における該当の有無 (○×にて記述) →該当する項目がある場合は、利用を見合わせる事													
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧						
1					度														
2					度														
3					度														
4					度														
5					度														
6					度														
7					度														
8					度														
9					度														
10					度														
11					度														
12					度														
13					度														
14					度														
15					度														
16					度														
17					度														
18					度														
19					度														
20					度														

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

- ① マスク常時着用の担保
 - ・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求めらる。
 - * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
- ② 大声を出さないことの担保
 - ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
 - * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
 - * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

- ③ ①～②の奨励
 - ・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
 - * マスク着用状況を確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと
 - * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
- ④ 手洗
 - ・ こまめな手洗の奨励
- ⑤ 消毒
 - ・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウィルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑥ 換気
 - ・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑦ 密集の回避
 - ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
 - * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
- ⑧ 身体的距離の確保
 - ・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
 - ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
 - ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とは触れ合わない程度の間隔）

参考資料

「来年2月未までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」(令和2年11月12日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

- ⑨ 飲食の制限
 - ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 - ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
 - ・ 過度な飲酒の自粛
 - ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。
(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事も可。)

- ⑩ 参加者の制限
 - ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
 - * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。

- ⑪ 参加者の把握
 - ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・ 接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスへの奨励
 - * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入

- ⑫ 演者の行動管理
 - ・ 有症状者は出演・練習を控える
 - ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないうちにおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
 - ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処

- ⑬ 催物前後の行動管理
 - ・ イベント前後の感染防止の注意喚起
 - * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進

- ⑭ ガイドライン遵守の旨の公表
 - ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

- ⑮ 入退場やエリア内の行動管理
 - ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
 - * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
- ⑯ 地域の感染状況に応じた対応
 - ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
 - ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

映画館等（飲食を伴うもの）の発声がないもの）における感染防止策

【別紙2】

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にしようる催物に限定して、収容率を100%以内に行うことができることとする。

具体的な条件（感染防止策）

- | | |
|-------------------|--|
| ① 食事時以外のマスク着用厳守 | <ul style="list-style-type: none">・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を促すこと・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る |
| ② 会話が想定される場合の飲食禁止 | <ul style="list-style-type: none">・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底 |
| ③ 十分な換気 | <ul style="list-style-type: none">・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない） |
| ④ 連絡先の把握 | <ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスへの導入に向けた具体的措置の徹底
※アプリのQRコードを入口に掲示すること等 |
| ⑤ 食事時間の短縮 | <ul style="list-style-type: none">・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること |

参考資料

「来年2月未までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（令和2年11月12日付）
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（長事務連絡）

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。



厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

- 陽性者との接触の可能性を通知
(1m以内、15分以上の接触)
- 検査の受診など保健所のサポートが迅速に
- お互い分からないようプライバシーを確保
- アプリの利用者増加が感染拡大防止に

詳しくは **厚労省 接触確認アプリ** で検索！

iPhoneはこちら



Androidはこちら

